

(素案)

いわき市農業・農村振興 基本計画

(令和8年度～令和12年度)

稼げる農業と次世代へつなぐ
人づくりを実現し持続可能な産業へ

令和●年●月

いわき市

『稼げる農業と次世代へつなぐ人づくりを実現し持続可能な産業へ』

(いわき市長コメントを計画策定時に挿入します)

目 次

(最終的にページ番号を付番します)

第1章 計画の基本的な考え方

- 第1節 計画策定の趣旨
- 第2節 計画の位置付け
- 第3節 計画の期間
- 第4節 計画の構成

第2章 本市農業・農村を取り巻く現状

- 第1節 国の食料・農業・農村基本計画の概要
- 第2節 本市農業・農村に係る基本データ
- 第3節 前期計画の総括
- 第4節 本市における農業・農村の課題

第3章 本市農業・農村の目指す姿とその実現のための施策

- 第1節 基本理念
- 第2節 振興施策の体系図
- 第3節 基本方針
- 第4節 基本施策

第4章 計画の推進体制と進行管理

- 第1節 計画の推進体制と各主体の役割
- 第2節 計画の進行管理

第1章

計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

これまで、本市農業は、令和7年度を目標年度とする「いわき市農業・農村振興基本計画」を令和3年度に策定し、基本理念である『自然の恵みと人の愛(めぐみ)が支える新時代の活力ある農業・農村～市民全体で次世代へつなぐ豊かな食と農の形成～』の実現に向け、農業・農村の振興を図ってきました。

本市農業が培ってきた「自然の恵み」と「人の愛(めぐみ)」が支える、持続可能で活力ある農業を、次世代へ継承できるよう、スマート農業など新技術の導入や特色ある本市産農産物の更なる魅力発信など、生産性の向上やブランド力の強化に取り組んできたところです。

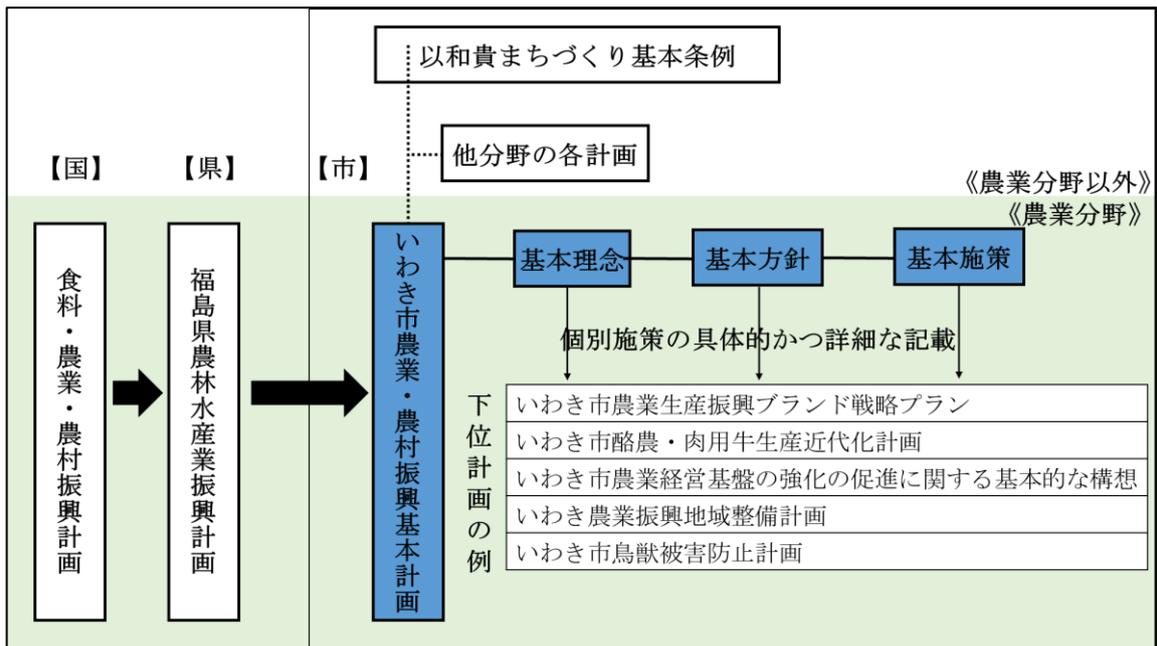
しかし、農業者の高齢化や後継者不足による担い手の減少、遊休農地の拡大、生産力の低下など、本市の農業・農村を取り巻く環境は依然として大変厳しい状況にあります。

加えて、社会情勢の急速な変化や激甚化・頻発化する自然災害などの新たな課題にも対応していかななくてはなりません。

こうした本市農業・農村の変化に対応するため、農業・農村の振興施策を総合的・計画的に進めることが一層必要となっていることから、今後の本市農業の目指すべき姿とその実現方策を明確にするため、本市農政の指針となる新たな「いわき市農業・農村振興基本計画」を策定するものです。

第2節 計画の位置付け

『以和貴まちづくり基本条例』における「様々な主体がともに地域の課題解決に取り組む」という理念を基本としながら、本市農業・農村の振興に向けた基本理念の実現を目指し、農業者、関係機関・団体、そして市民等が連携を図って農業・農村の振興を推進していきます。

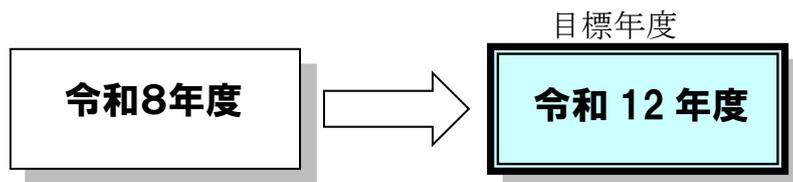


【図：いわき市農業・農村振興基本計画の位置付け】 ※各計画の名称は令和8年●月時点

第3節 計画の期間

計画の期間は、国の「食料・農業・農村基本計画」および県の「福島県農林水産業振興計画」の見直しに対応できるように、令和8年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする5ヵ年の計画とします。

また、農業・農村を取り巻く情勢等に大きな変化があった場合は、計画の見直しについて弾力的に対応していくものとします。



第4節 計画の構成

本計画は4章構成となっています。第1章で計画の基本的な考え方を示し、第2章で本市の農業・農村を取り巻く現状を分析した後、第3章で本市農業・農村の目指す姿とその実現のための施策を示しています。

目指す姿として基本理念を掲げ、その下に5つの基本方針を配置し、各基本方針に基本施策を2つずつ設定しています。

なお、基本理念・基本方針・基本施策の内容を一覧にした体系図をP.31に記載していますので参照してください。

第4章では、計画の推進体制と進行管理について説明しています。

本計画では、目指すべき姿と施策の方向性を分かりやすく示すため、基本的な施策に限定して取り組みの方向性を示すにとどめ、個別施策については下位計画等で記載します。

第2章

本市農業・農村を取り巻く現状

第2章 本市農業・農村を取り巻く現状

第1節 国の食料・農業・農村基本計画の概要

食料・農業・農村を取り巻く環境は、国際情勢の不安定化や気候変動による異常気象の頻発化、人口減少や高齢化など、大きく変化しています。

国内において、農業者の減少・高齢化が著しく進展しており、基幹的農業従事者（15歳以上の世帯員のうち、普段仕事として主に自営農業に従事している者）は、平成12年の240万人から令和6年には111万人と半減し、その年齢構成のピークは70歳以上の層となっています。農地は、我が国の人口1.2億人分の国内の食料需要を賄うために必要な面積の1/3程度しかない状況です。

人口減少に伴う国内市場の縮小は、避けがたい課題となっています。縮小の影響は、特に過疎地で顕在化・深刻化しており、食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる者が増加する「食品アクセスの問題」が発生しています。

農村、特に中山間地域等の条件不利地域では都市に先駆けて人口減少・高齢化が進んでおり、集落による共同活動により支えられてきた農業生産活動への影響だけでなく、農村の地域社会の維持も懸念されます。

このように、国民生活に必要な食料を供給する機能及び国土の保全等の多面にわたる機能（以下「多面的機能」という。）を有する農業をはじめ、国産農林水産物の主要な仕向け先として農業と消費者の間に位置し、食料の供給において重要な役割を果たしている食品産業、また、農業が営まれている場であり、農業者を含めた地域住民の生活の場である農村のそれぞれが課題に直面している状況にあります。

こうした状況から、令和6年6月5日に「食料安全保障の確保」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」の五つの基本理念を掲げた「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律」（令和6年法律第44号）を施行しました。

令和7年4月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画では、改正法の基本理念をもとに、生産性の向上、付加価値向上や輸出の促進により農業経営の収益力を高め、農業者の所得の確保・向上を図るとともに、国民一人一人の食料安全保障の確保のため、物理的・経済的食料アクセスの確保、農産物・食品を消費者へつなぐ重要な役割を果たしている食品産業の発展を図ることとしています。

また、食料供給が環境に与える側面にも着目し、食料システム全体で環境負荷

低減を図りつつ、多面的機能を発揮することとしています。

農村について、農業人口減少下においても、地域社会が維持され、食料供給機能、多面的機能が発揮されるよう、農業関係人口の増加に資する経済面・生活面の取組等の地域政策を推進し、これを産業政策との車の両輪として実施していくこととしています。

食料・農業・農村の未来を築くためには、生産者、食品事業者、消費者等の食料システムの関係者・関係団体間の相互理解と連携・協働の下、ともに歩んでいくことが重要です。国の食料・農業・農村基本計画では、この計画を通して、食料・農業・農村に対する理解を深めるだけでなく、食料の持続的な供給に寄与する行動変容につなげるよう、国民理解の醸成を図ることとしています。

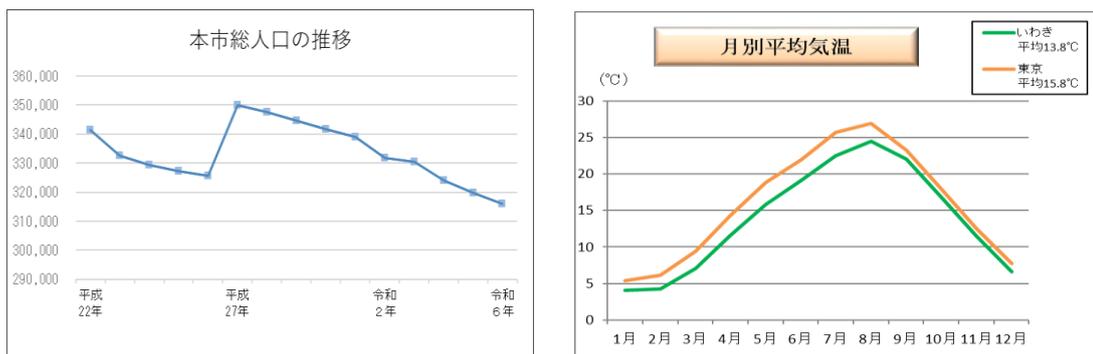
第2節 本市農業・農村に係る基本データ

本市は、福島県の東南端に位置し、南は茨城県、東は太平洋に接しており、人口 316,058 人 (R7.3.1 現在)、市の広さは 1,232.51 km² (東京 23 区の約 2 倍の広さ) です。

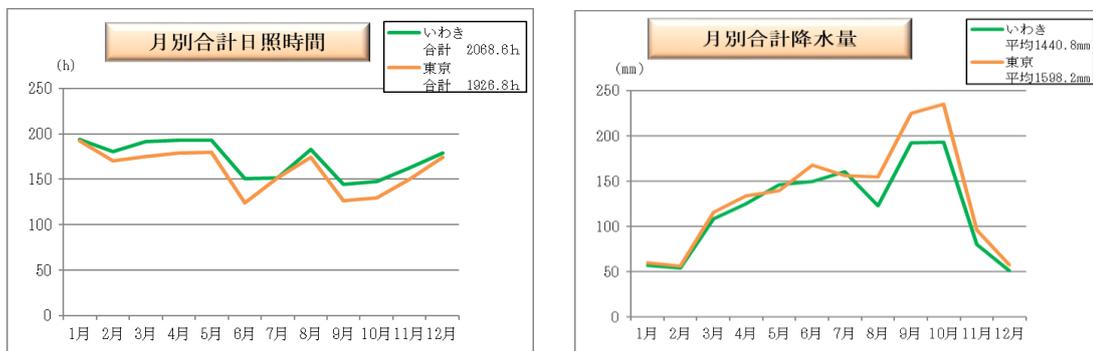
地形は、西方の阿武隈高地 (標高 500~700m) から東方へゆるやかに低くなり、東側には夏井川や鮫川などの下流域を中心に比較的排水が良好な土壌である細粒質の灰褐色土の平坦地となだらかな丘陵地が広がっています。

年間の日照時間は 2,000 時間以上と長く、年間平均気温 13.8 度と寒暖の差が比較的少ない温暖で過ごしやすい気候に恵まれています。近年は地球温暖化などの影響により平均気温が上がってきています。

交通については、常磐自動車道、磐越自動車道の高速道路や国道 6 号、49 号等の幹線道路などの道路網及び J R 常磐線、磐越東線の鉄道網により、首都圏や仙台市、郡山市などの地方都市と結ばれており、特に大消費地である首都圏まで約 200 km の立地環境にあります。



【図 1：本市総人口の推移】(データ出典：総合政策部調べ)



【図 2～4：本市の気象関連情報】(データ出典：気象庁公表 2020 年平年値)

1. 本市の代表的な農産物

① トマト

昭和40年代から栽培されるようになり、温暖で日照時間が長い気候を活かしたハウス栽培が盛んです。10月から7月にかけて栽培出荷されており、特に「冬春トマト」は国の指定産地となっています。いわきのトマトは、「親バカトマト」や「サンシャイトマト」等のブランド名でも知られています。また、春トマトの美味しさをより広くアピールするため、令和6年春から市内で市場出荷している「サンシャイトマト」・「親バカトマト」・「小名浜菜園ミニトマト」が統合ブランド『春トマト「うらら～ulala～」』として季節限定（3～5月）のパッケージ&ネーミングで販売しています。



② いちご

昭和20年代後半から栽培が始まり、ハウス栽培で冬から春にかけて収穫されています。

現在、「とちおとめ」や県オリジナル品種の「ふくはる香」、「ゆうやけベリー」などがいわきいちごとして流通しているほか、観光いちご園では「章姫」などの品種も栽培されています。

「ふくはる香」は、きれいな長円錐の形をしており、強い甘味と程よい酸味のバランスがよいといった特徴があります。また収量が安定しやすいという利点もあります。

「ゆうやけベリー」は、県が約20年ぶりに開発した新品种であり、橙色がかった鮮やかな赤色で、味わいは、ほどよい酸味で甘さが際立ち、香りが強く感じられるのが特徴です。



③梨

江戸時代に棚倉藩（現在の平、赤井、小川地区）の藩主が栽培を奨励したのが始まりと言われ、明治初めから中期にかけて本格的な栽培が行われるようになりました。現在では「サンシャインいわき梨」というブランド名で地元の市場を中心に出荷され、高い評価を得ています。また、ベトナム向け日本なしの輸出が平成29年1月16日付けで可能となり、様々な基準を通過して輸出されたいわきの梨は、ベトナムでも人気です。

横一列に植えた苗木の枝を隣同士でつなぎ合わせ、1本の果樹棚のように仕立てるジョイント栽培の試験導入が始まっており、作業効率の向上や定植から収穫までの期間を短くすることが期待できます。



④ねぎ

明治初めから栽培が始まり、現在では福島県内でも有数の産地となっています。

収穫時期によって「春ねぎ」（4月～6月）、「夏秋ねぎ」（8月～11月）、「秋冬ねぎ」（11月～3月）と呼ばれ、ほぼ一年中栽培・出荷されており、特に「秋冬ねぎ」は国から指定産地として指定されており、盛んに栽培されています。

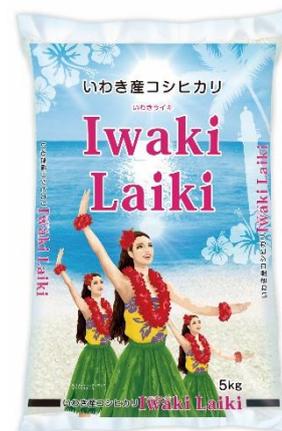
令和7年2月に選果調製施設が完成したことにより、生産者の労力削減が図られ、それに伴う栽培管理強化による品質向上、作付面積の拡大が見込まれます。また、共同選果での出荷品質の均一化により、販売単価向上による期待され、さらなる産地の活性化が見込まれます。



⑤米

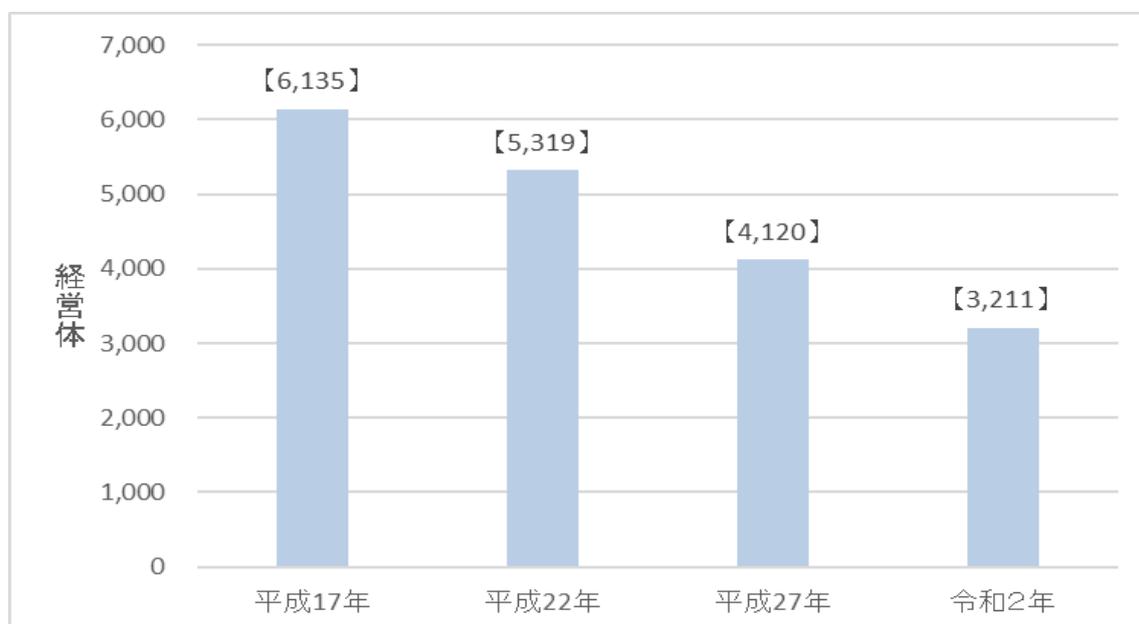
海沿いの平坦な地域から、標高の高い山間地域まで、ほぼすべての地域で栽培されており、栽培面積、生産量、出荷額ともに最も多い農作物となっています。品種としては「コシヒカリ」が最も多く、次いで福島県オリジナル品種となる「天のつぶ」が栽培されています。

また、本市ではブランド米として いわき ライキ I w a k i L a i k i を販売しています。全国有数の日照時間を誇る本市で、ミネラルが豊富で肥沃な大地と澄んだ水によって育まれた、いわき産コシヒカリを通常以上に磨き上げたお米です。



2. 農業経営体数の推移

令和2年の農業経営体数は、3,211経営体となっており、平成27年と比較すると909経営体減少(22.1%減)、平成17年と比較すると2,924経営体減少(47.7%減)しており、年々減少傾向にあります。



【図5：本市における類型別の農家戸数の推移】(データ出典：農林業センサス※解説有)

解説:「農林業センサス」

農林業を営んでいるすべての農家等を対象に農林水産省によって5年毎に行われている調査であり、農林水産業にかかわる基本的な統計情報を提供するもの。

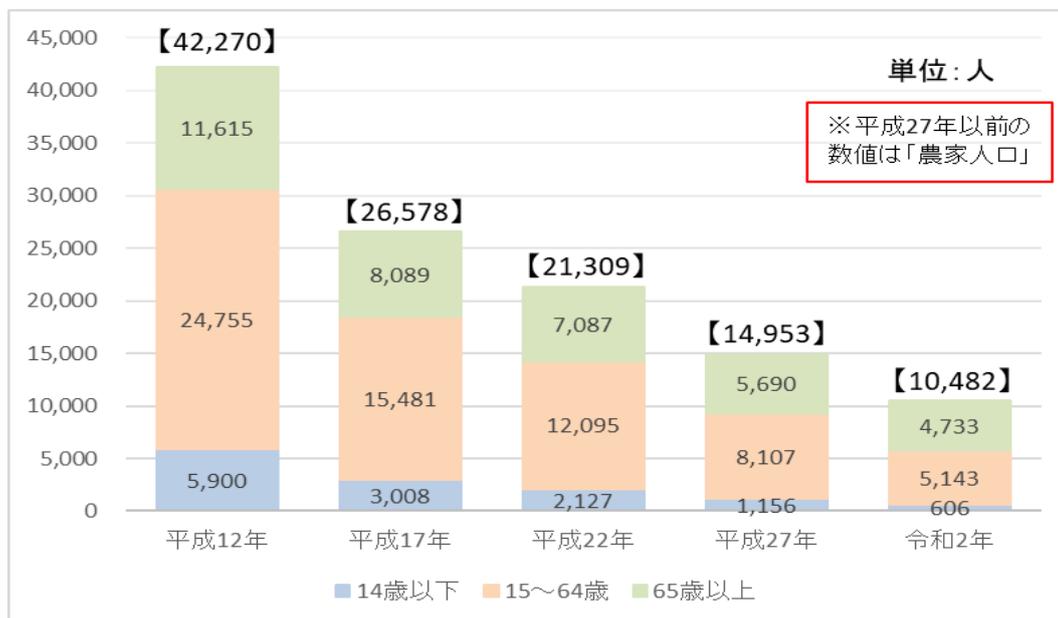
3. 農業に関係する人口の推移

令和2年の農業経営体の世帯員数は10,482人となっており、平成27年の農家人口^{※解説有}と比較すると4,471人減少(29.9%減)、平成12年と比較すると31,788人減少(75.2%減)しており、20年間で4分の1以下まで減少しています。

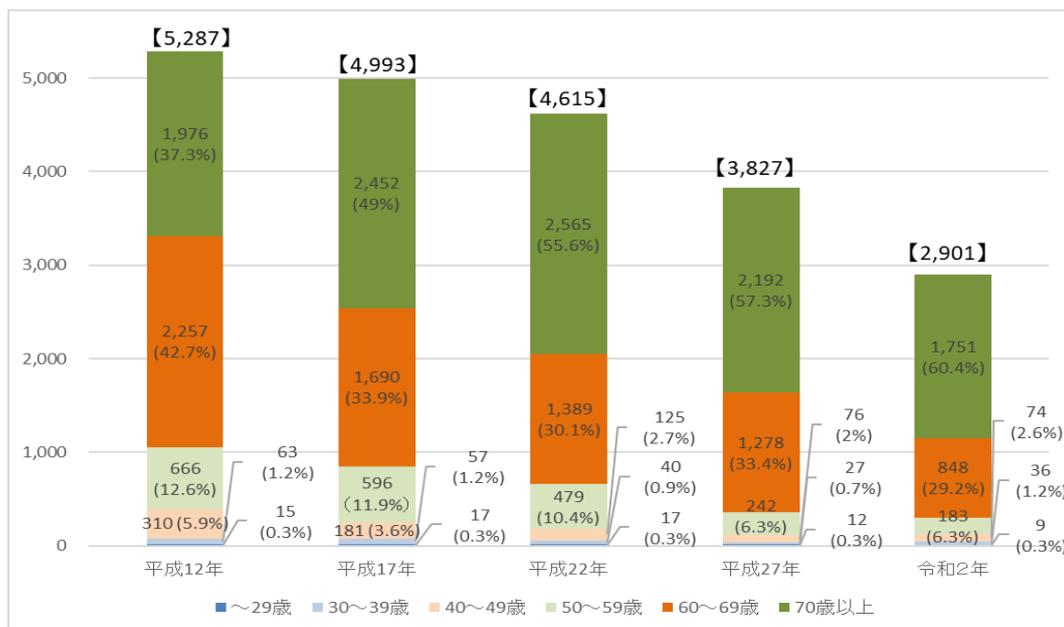
ふだん仕事として主に自営農業に従事している基幹的農業従事者数について、令和2年は2,901人となっており、平成27年と比較すると926人減少(24.2%減)、平成12年と比較すると2,386人減少(45.1%減)しています。70歳以上が占める割合については、平成12年では37.3%、平成27年では57.3%、令和2年では60.4%と増加しています。一方で、70歳未満が占める割合については減少傾向にあり、基幹的農業従事者全体の高齢化が一層進行し、年齢層の分布が上方にスライドしている状況にあります。

本市における農業者の平均年齢は令和2年では69.9歳であり、国(65.5歳)

や県（67.2歳）と比較してもより高齢化が進んでいます。



【図6：本市における農業経営体の世帯員数】（データ出典：農林業センサス）



【図7：年齢階層別基幹的農業従事者数】（データ出典：農林業センサス）

※令和2年は個人経営体をベースとして集計、平成27年以前は販売農家ベースで集計

解説:「農家人口」

「農家人口」とは、経営耕地面積が10a以上又は農産物販売金額が15万円以上であった世帯の構成員数を計上したものの。令和2年の農林業センサスでは調査項目から削除されたため、本計画を策定するにあたり、農業経営の管理運営の中心となる経営主と住居及び生計を共にしている者の人口を計上する「農業経営体の世帯員数」を「農家人口」から接続する指標とする指標とした。

4. 認定新規就農者の確保状況

認定新規就農者制度は、就農段階から農業経営の改善・発展段階まで一貫した支援を実施し、新規就農者を地域農業の担い手として育成するため、平成26年から農業経営基盤強化促進法に基づいて創設されました。

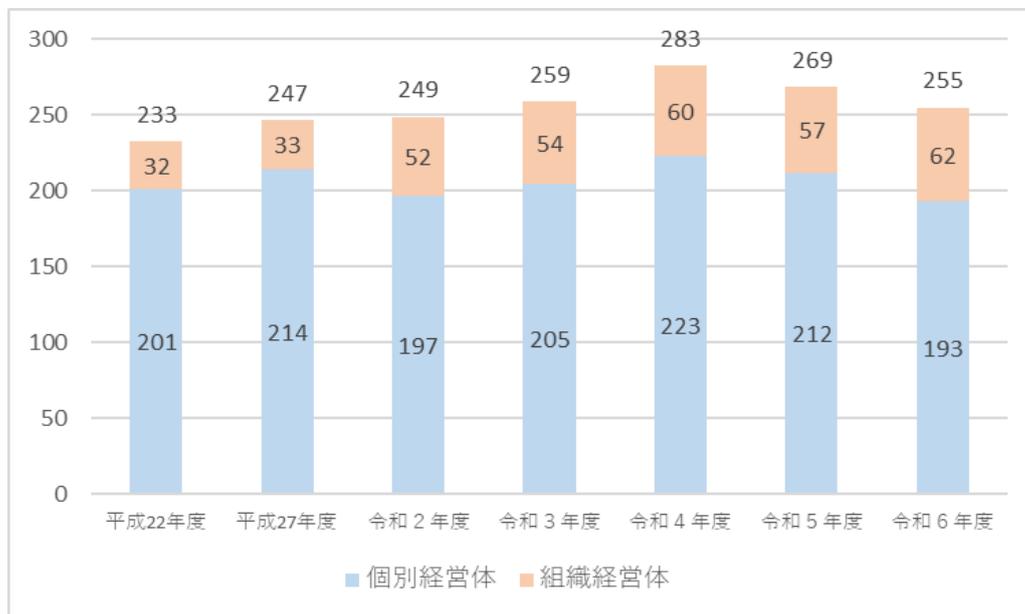
本市における認定新規就農者については、近年増加傾向にあります。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定新規就農者数	6	6	7	18	17	20

【表1：認定新規就農者の確保状況（令和元年度からの累計）】（データ出典：農業振興課調べ）

5. 認定農業者^{※解説有}の推移

認定農業者制度は、農業にやる気と意欲があり、今後の農業を中核的に担っていく農業者や農業法人等を市町村が認定し、関係機関・団体が重点的に支援措置を講じようという制度です。平成5年に制定された「農業経営基盤強化促進法」で創設されました。本市における認定農業者の数は、令和4年度まで増加傾向にありましたが、令和5年度には減少に転じています。



【図8：本市における認定農業者数】（データ出典：農業振興課調べ）

解説：「認定農業者」

市が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」に沿って、経営意欲ある農業者が、経営規模の拡大や生産方式の合理化等に関する農業経営改善計画を作成し、市が認定すると認定農業者となる。

6. 市内のほ場整備の状況

農地の区画整理や農業用施設等の設置などのほ場整備を実施することで、農業経営はより効率化されます。現在、本市で 30a 以上の区画にほ場整備がなされている割合※解説有は 59.3%となっており、県内平均の 76%と比較して低い状況にあります。効率的な農業経営を実践するためにも、引き続き、ほ場整備事業の実施が必要です。

区分	水田		
	対象面積	整備済面積	整備率
県全体	94,632ha	71,933.7ha	76.0%
いわき	4,599ha	2,728.2ha	59.3%

【表2：福島県のほ場整備率（R6）】（データ出典：福島県ホームページ）

解説：「ほ場整備率」

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、市が策定した「農業振興地域整備計画」においておおむね 10 年以上にわたり農業振興を図っていかうとする優良農地として指定された農用地（農業振興地域農用地区域）のうち、農業用排水施設・農業用道路等のほ場条件が備わった農地として 30a 程度以上に整形された農地面積の割合。

7. 地域計画※解説有の策定状況

本市では、令和 7 年 4 月 1 日現在で 129 地区の地域計画を策定しています。

今後の地域農業の指標としつつ、適宜状況に応じた見直しを図りながら、地区ごとの課題や将来のあり方を話し合い、完成度を高めていきます。

	平	小名浜	勿来	常磐	内郷	四倉	遠野	小川	好間	三和	田人	川前	久之浜 大久
地域別 策定数	29	11	20	6	1	17	7	6	7	10	7	4	4

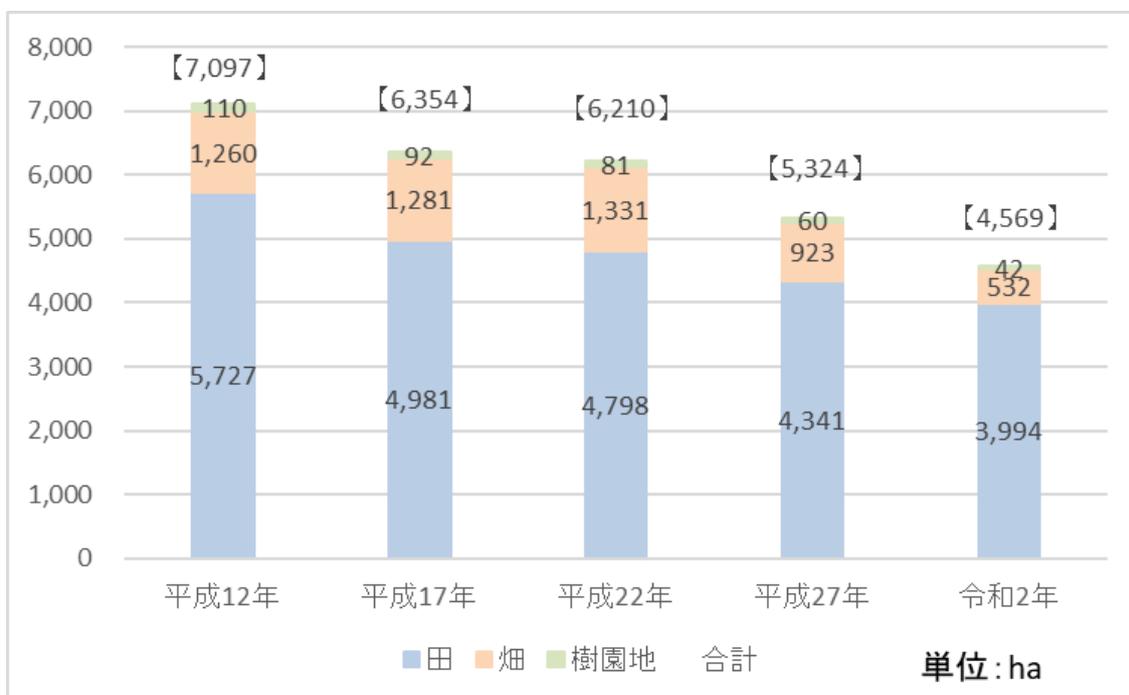
【表3：本市における地域計画の策定状況】（データ出典：農業政策課調べ）

解説：「地域計画」

令和 5 年 4 月 1 日施行の改正農業経営基盤強化促進法により、地域の目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するため、地域での話し合い（おおむね 10 年後の地域農業のあり方（誰がどの農地を耕作し、農地を維持していくか）等を踏まえ市が策定した計画。

8. 経営耕地面積^{※解説有}と担い手への農地の集積状況

令和2年の経営耕地面積は、4,569ha となっており、平成27年と比較すると755ha 減少（14.2%減）、平成12年と比較すると2,528ha 減少（35.6%減）しています。



【図9：本市における経営耕地面積の推移】（データ出典：農林業センサス）

解説:「経営耕地面積」

「経営耕地面積」とは、農業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）のことであり、自ら所有している耕地と他から借りて耕作している耕地の合計の面積のことを指す。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積である。本計画では、5年に一度公表される農林業センサスから経営耕地面積を引用している。

経営耕地 = 所有地（田、畑、果樹地）－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地

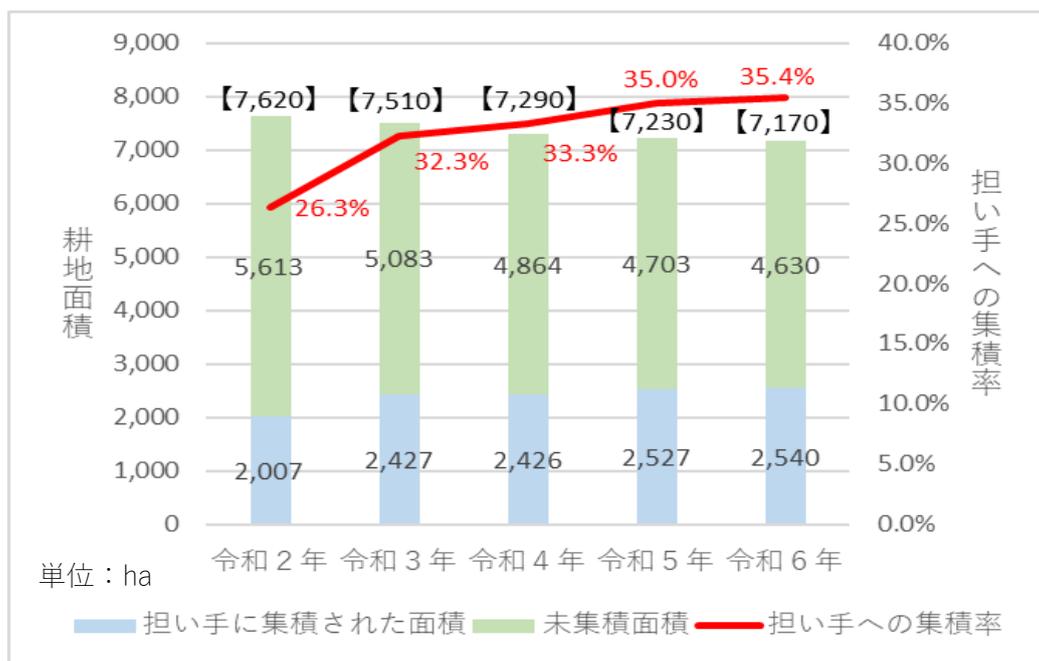
なお、毎年農林水産省が実施する作物統計調査においては「耕地面積」という指標が使用されているが、これは所有権がどこにあるか等に関係なく、かつ耕作放棄地等も含めての統計調査が行われている。令和2年以降の毎年の数値が公表されている指標として、「耕地面積」も本計画において活用しているが、「経営耕地面積」と「耕地面積」は異なる指標であるため、注意が必要である。

本市における経営耕地面積別の農業経営体数を比較すると、経営耕地面積が1.0ha以下の経営体が全体の61.3%を占めています。経営耕地面積が5.0ha以上の経営体を平成27年と令和2年で比較すると、99経営体から116経営体へと増加しています。農家1戸あたりの経営耕地面積は、平成22年が0.79ha、平成27年が0.85ha、令和2年が0.92haと拡大傾向にありますが、令和2年の都府県平均の2.20ha、県平均の1.52haと比較すると、小規模な経営体が多い状況にあります。



【図 10：本市における経営耕地面積別の農業経営体数】（データ出典：農林業センサス）

また、本市の耕地面積のうち、担い手（認定農業者、基本構想水準到達者及び認定新規就農者）に集積※解説有された面積は増加傾向にあるものの、耕地面積全体に占める割合では 35.4%に留まっています。



【図 11：本市における担い手に集積された農地の面積】（データ出典：農業振興課調べ、作物統計調査）

解説：農地の集積と集約

農地の「集積」とは、一人の農業者が所有又は借入れにより耕作する農地面積を拡大することであり、農地の利権等を交換することで耕作する農地を一か所にまとめる「集約」とは異なる概念である。「集積」は経営規模の拡大、「集約」は経営の効率化を目指しており、どちらも重要である。

9. 遊休農地の状況

遊休農地の面積は令和6年度に増加しています。令和4年度、5年度には一時減少傾向に転じていましたが、これは、再生利用が困難とされた農地を非農地と判断し、農地から除外したことが大きな要因となっており、遊休農地が耕作可能な農地に再生されたものは多くありません。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
面積	442	466	433	426	563

【表4：本市における遊休農地の面積】（データ出典：農業委員会調べ） 単位:ha

市内の地区別に遊休農地の面積を比較すると、農地面積が多い平・勿来地区では、遊休農地の面積も大きくなっています。

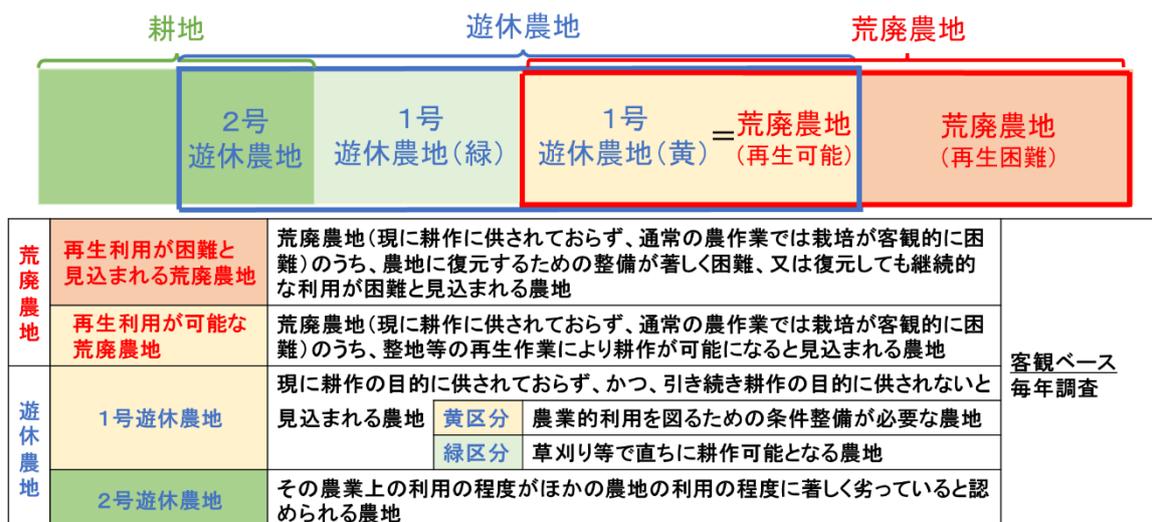
地区名	平	小名浜	勿来	常磐	内郷	四倉	遠野
面積	128.8	93.8	97.2	22.6	2.4	21.7	58.0

地区名	小川	好間	三和	田人	川前	久之浜・大久
面積	19.2	9.8	36.1	37.3	1.4	34.6

【表5：令和7年3月末時点の本市における遊休農地の面積（地区別）】（データ出典：農業委員会調べ） 単位:ha

○参考

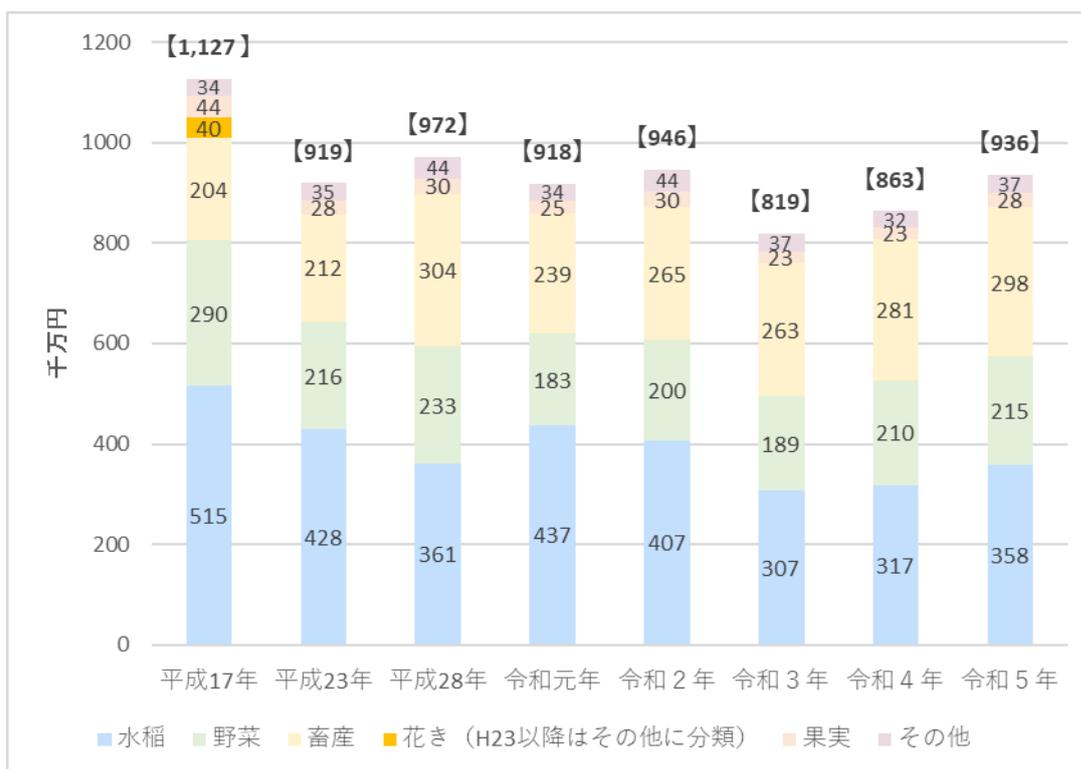
耕作に供されていない農地の状況を分析する概念として、荒廃農地及び遊休農地があります。各概念の関係については、下図12のとおりです。



【図12：耕作に供されていない農地を分類する各概念の相関図】（農林水産省作成資料から抜粋・加筆）

10. 農業産出額の推移

令和5年の農業産出額は、93.6億円となっており、東日本大震災前の平成17年と比較すると総額で19.1億円減少（16.9%減）し、水稻で15.7億円減少（30.5%減）、野菜で7.5億円減少（25.9%減）、畜産で9.4億円増加（46.1%増）、果実で1.6億円減少（36.4%減）しています。直近では全体的に増加傾向にあり、東日本大震災発生直後の平成23年と比較すると令和5年には1.7億円増加（1.9%増）しました。



【図13：本市における農業産出額】（データ出典：市町村別農業産出額等）

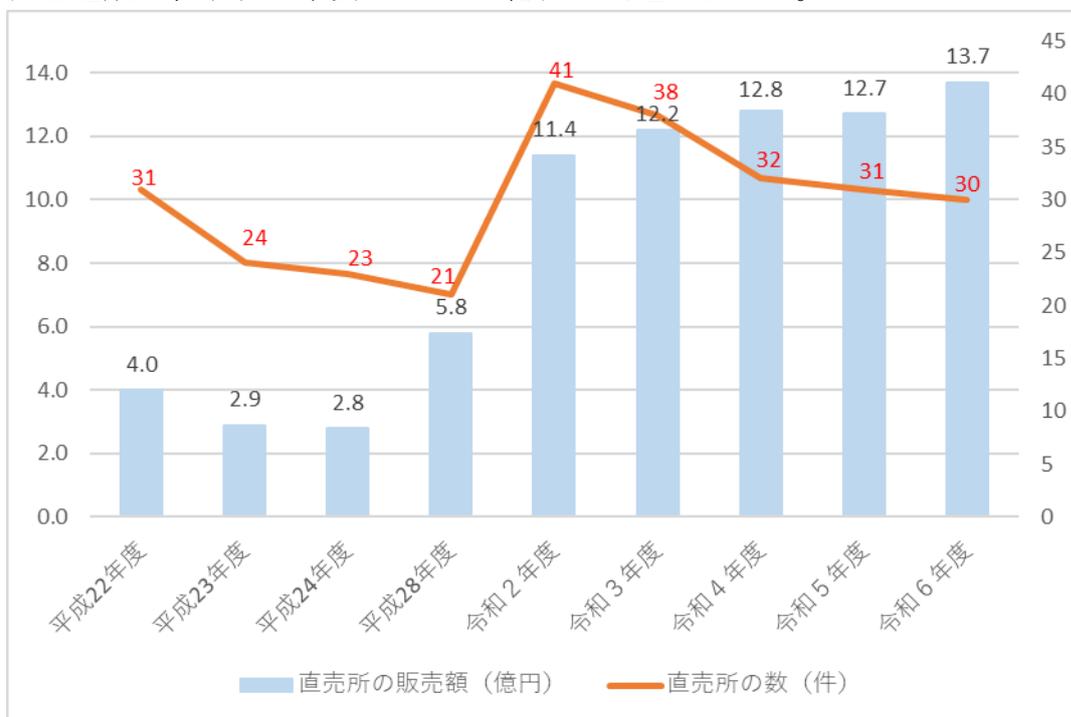
解説：市町村別農業産出額

市町村別の農業産出額について、平成17年までは5年に一度の農林業センサスにおいて推計された値が公表されていたが、東日本大震災を機に、本市を含む被災市町村については平成23年以降毎年、被災市町村別農業産出額が農林水産省から公表されるようになった。平成26年以降は全国の市町村の推計額が市町村別農業産出額として毎年公表されるようになり、これは都道府県別農業産出額を県内の作付面積や飼養頭羽数に基づいて按分した推計値である。

図13では一貫したグラフとして記載しているが、このように市町村の農業産出額については度々統計元が変更されており、各統計についても算出方法に違いがあるので、数値そのものを経年比較するにあたっては注意が必要である。

11. 農産物直売所の販売額

本市における農産物直売所の販売額は平成23年の震災により一時減少しましたが、その後順調に回復を続け、平成28年度には震災前の水準を超える5.8億円を達成し、令和6年度には13.7億円に到達しました。



【図14：本市における農産物直売所の販売額】（データ出典：農業振興課調べ）

12. 農業生産工程管理（GAP）の認証取得経営体数

GAP（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理）とは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のことです。GAPの認証取得経営体数は、令和3年度以降、ほぼ横ばいとなっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
取得経営体数	30	35	36	36	34

【表6：本市におけるGAP取得経営体数】（データ出典：農業振興課調べ） ※のべ数

第3節 前期計画の総括

1. 前期計画における成果指標の達成状況

前期計画において設定した18項目の成果指標について、14項目において目標達成率が90%以上となった一方、2項目では達成率が70%未満となりました。

【凡例】

達成率	100%以上	90%以上 100%未満	70%以上 90%未満	70%未満
評価	順調に達成	おおむね達成	未達成ながら進展有	未達成かつ課題有

No.	目標	単位	策定時現状値 (R2年度)	現状値 (R6年度)	目標値 (R7年度)	達成率 (%)
1	農産物直売所の販売額	億円	11.4	13.7	14.2	96.5
2	学校給食における地場産物使用割合	%	52.9	67.6	53	127.5
3	農業生産工程管理（GAP）の 取得事業者数	経営体	30	34	40	85.0
4	市の情報発信に対するアクセス数	pv/年	176,932	231,040	195,000	118.5
5	認定農業者数	経営体	249	255	275	92.7
6	50歳未満の認定農業者数	経営体	20	24	41	58.5
7	新規就農者数	経営体	46	66	50	132
8	認定新規就農者数	経営体	6	20	16	125
9	認定農業者である法人数	経営体	52	62	62	100
10	農福連携の取組事例数	件	17	26	26	100
11	担い手への集積面積	ha	2,007	2,540	3,396	74.8
12	施設栽培の面積	ha	19.58	19.22	20.91	91.9
13	遊休農地の面積	ha	442	426 (R5)	317 (R5) ※	12.8
14	農業保険制度の加入率	%	80.5	84.6	85.5	98.9
15	公共牧場における 家畜放牧利用状況の向上	延べ頭数/年	8,730 (R1)	13,794	11,046	124.9
16	市営施設等での農業体験等 における交流人口	人/年	28,118	33,373	35,400	94.3
17	中山間地域等直接支払制度 対象面積	ha	1,128	1,140	1,139	100.1
18	多面的機能支援支払金対象面積	ha	2,561	2,586	2,816	91.8

※No.13「遊休農地の面積」については、計画期間中に指標の捉え方が変更されたため、令和5年度時点での現状値・目標値としております。

また、状況の経過管理を行う指標である関連指標については下表のとおりです。

No.	関連指標	単位	策定時現状値 (R2 年度)		現状値 (R6 年度)
1	農業産出額	千万円	918		936
2	卸売市場でのいわき産農産物取扱額	千万円	82.6		77
3	市内 JA でのいわき産農産物取扱額	千万円	196.4		235
4	卸売市場における いわき産農産物のシェア率	%	4.8		4.0
5	卸売市場における いわき産農産物（主要品目）の 物量シェア率	%	ネギ	41	32.74
			トマト	47	34.98
			なし	20	30.23
			いちご	7.7	4.83
6	農地所有適格法人数	法人	27		30
7	ほ場整備率	%	55.1		59.3

2. 前期計画における重点戦略の総括

○重点戦略1. 「消費者の需要に即した生産振興と消費拡大の推進」

概要：流通の形態が複雑化する現代において、本市における流通の実態及び消費者の需要を把握し、特色ある農業を推進するとともに、地産地消やブランド化等の消費拡大に向けた取組を実施するもの。

○重点施策

「流通の実態と消費者の需要に即した生産振興」

消費者・実需者ニーズを把握しつつ、本市の気候条件や地形を活かした高品質・高収益な作物等の生産振興を図りました。

「農産物等の高品質・高付加価値化の推進」

関係機関・団体との連携や補助金の活用等を通じて、6次産業化や農業生産工程管理（GAP）の普及・啓発、環境に配慮した農業等、本市の農産物等の新たな付加価値の創出や農業者の所得向上、地域の活性化を図る取組を積極的に支援しました。

「消費者と食・農とのつながりの深化」

農業体験や農産物直売所を対象としたセミナーの開催、市内施設等での本市産農産物の活用促進事業等を実施し、消費者と農業者の関係を強化する地産地消の取組を推進しました。

「農産物等のブランド化と情報発信の強化」

本市産農産物等の積極的な情報発信を実施するとともに、本市関連都市等と連携した本市農産物の提供等を実施し、おいしさや安全性、魅力発信によるブランド化に資する取組を推進しました。

□成果指標の達成状況等

「農産物直売所の販売額」「学校給食における地場産物使用割合」「市の情報発信に対するアクセス数」については、おおむね達成できました。

しかし、稼げる農業の実現のためには、引き続き高収益かつ高品質な特色ある農業の推進及び流通の強化、消費拡大の推進を継続する必要があります。

また、「農業生産工程管理（GAP）の取得事業者数」については、策定時よりも増加しましたが、安全や環境に配慮した農業の実現や販路拡大に向けて普及・啓発を行っていく必要があります。

○重点戦略2.「持続可能な農業のための担い手確保と生産基盤・経営基盤の強化」

概要：農業生産の根幹となる担い手の育成・確保や農業生産基盤の保全・整備、多様なリスクにも対応可能な強固な経営基盤の確立など、本市農業を持続的に発展させる取組を実施するもの。

○重点施策

「地域の中心となる担い手及び多様な担い手の確保と育成」

多様な担い手が農業を継続・発展できるよう相談窓口の整備や各種支援制度の活用を推進するとともに、地域の中心となる担い手への農地の集積・集約を図り、効率的な農地の活用を推進しました。また、地域の中心となる担い手以外にも多様な担い手が活躍できるよう、農福連携等への支援も実施しました。

「生産性と収益性の高い農業経営の確立」

関係機関・団体との連携や補助金の活用等を通じて、集出荷施設の導入を支援するとともに、スマート農業の導入補助を実施するなど、生産性及び品質の向上に資する取組を推進しました。

「農業生産基盤の保全・整備と防災・減災対策の推進」

地域の実情や立地条件に応じたほ場の大区画化、農業水利施設、農道等の農業生産基盤の保全・整備を推進するとともに、農地パトロールや農地中間管理機構が行う事業を活用し、遊休農地の発生防止に努めました。さらに、多様化するリスクに備えるため、農業保険制度の普及促進や緊急時の体制整備を推進しました。

□成果指標の達成状況等

担い手に関する成果指標については順調に推移しており、一定程度効果があったものと評価しています。しかし、「50歳未満の認定農業者数」は目標を大きく下回っており、農業者の減少や高齢化が進む中、次世代の地域の中心となる担い手の確保に向けて、取組を強化していく必要があります。農地に関する成果指標については、一定の取組効果はあったものの、「担い手への集積面積」「遊休農地の面積」とも目標を達成できませんでした。産地の発展のためには、優良農地の保全・拡大が重要となることから、引き続き農業基盤の整備に取り組んでいきます。農業経営に関する成果指標である、「施設栽培の面積」「農業保険制度の加入率」ともおおむね達成することができましたが、さらなる農業経営の効率化・安定化・収益性向上に向けて取り組んでいきます。

○重点戦略3.「地域資源を活かした環境と共生する豊かな農村の構築」

概要：農業の有する多面的機能を維持しつつ、豊かな地域資源を活かして、都市部と農村の共生・交流により活力ある農村を創り、多様な生活様式を実現する取組を実施するもの。

○重点施策

「都市と農村の共生・交流」

地域資源を活用した地域活性化を目指し観光・教育分野などと連携するとともに、農産物直売所や観光農園等への支援を実施し、関係人口の創出及び農村の活性化に寄与しました。

「多面的機能の維持・保全と地域資源の活用」

国土の保全、水源のかん養、生物多様性の保全、文化の伝承といった農村が持つ多面的機能を情報発信するとともに、安心して営農できるよう鳥獣被害防止対策を推進しました。

「多様な担い手が活躍する農村での新しいライフスタイル」

本市農業の地域の中心となる担い手はもとより、兼業農家や中小・家族経営、女性農業者や定年帰農者等の多様な担い手への支援を通じ、新しいライフスタイルの実現に向け支援し、地域振興を推進しました。

□成果指標の達成状況等

「市営施設等での農業体験等における交流人口」「中山間地域等直接支払制度対象面積」「多面的機能支払制度対象面積」といった成果指標について、おおむね達成することが出来ました。農業人口減少下においても、地域社会を維持しつつ、生産機能及び多面的機能が発揮される持続可能な農業・農村がつけられるよう、地域と連携しながら取組を進めていきます。

○重点戦略4.「新たな可能性が開く新時代の農業・農村の構築」

本重点戦略は、様々な角度からの取組により持続可能で魅力的な「新時代」の農業・農村を本市において実現させることを目指し、特に「新時代」の農業・農村に資する施策を重点戦略の一つとして抽出・再編したものです。重点施策としては、「新技術の導入による効率的な農業の推進」「連携の広がり結びつきの強化による新たな価値の創造」「多様な担い手が活躍する農村での新しいライフスタイル」「消費者と食・農とのつながりの深化」を掲げています。

重点戦略1～3での施策の実施により、日々変わりゆく社会情勢や農業を取り巻く環境に対応した新時代の農業・農村の構築に努めました。

第4節 本市における農業・農村の課題

本章第2節で本市農業・農村に係る基本データを記載し、また、本章第3節では前期計画の成果指標の達成状況及び重点戦略の総括を行いました。また、生産者、関係機関・団体等からなる「いわき市農業・農村振興基本計画審議委員会」、庁内横断的な関係課の課長職で構成される「庁内審議会」及び係長職で構成される「作業部会」の3階層の会議において本市の農業・農村が抱える課題について5つに分類し整理を行ってきました。その内容については、次のとおりです。

課題の分類	課題	対応する基本方針※
人	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少や高齢化の影響による農業者の減少・高齢化 ・担い手不足が深刻化し、特に高年齢層の占める割合の増加が顕著 ・兼業農家が多く、大規模な担い手が少ない 	1
農地	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作に供されていない農地が拡大し維持管理の負担が増加している ・農地貸出希望者と農地借受希望者のマッチングが円滑ではない ・農業者の高齢化により、農道・農業水利施設等の管理が困難 ・農道・農業水利施設の老朽化に伴う維持管理費の増加している 	2
生産・流通	<ul style="list-style-type: none"> ・生産量の減少によるロット数の不安定化、流通量の減少 ・気象条件の変化（高温等）や、自然災害の増加による労働効率、品質及び生産性の低下 ・スマート農業導入等の省力化が普及していない ・農産物や農産物加工品の販路の確保・開拓が進まない ・販売価格低迷や資材価格高騰等により、収入が安定しない ・産地として選ばれるための更なるブランド化が必要 ・消費者や流通関係者に対する更なる情報発信の強化が必要 	3
農村	<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ等の鳥獣被害による生産性の低下 ・中山間地を中心として、人口減少・高齢化が顕著で地域活力が減退している ・維持管理体制の弱体化・属人化により農地等の適切な維持管理ができていない ・農業におけるSDGsへの具体的な取組を推進する 	4
その他 (連携・消費)	<ul style="list-style-type: none"> ・地産地消を更に推進し、地元経済の活性化や環境負荷の軽減を図る ・関係者(生産者、流通業者、産業支援機関)の連携が不足している 	5

※本項における「対応する基本方針」は、本計画の基本方針(P.32～34)を指します。

第3章

本市農業・農村の目指す姿と その実現のための施策

第3章 本市農業・農村の目指す姿とその実現のための施策

第1節 基本理念

稼げる農業と次世代へつなぐ人づくりを実現し持続可能な産業へ

農業就業人口の減少・高齢化や生産資材等の価格高騰による農業生産コストの増大、農村の活力低下などに加え、東京電力福島第一原子力発電所の事故による風評の影響が未だ残るほか、自然災害や気候変動の影響などもあり、本市の農業・農村は非常に厳しい状況に置かれています。こうした状況は、農業者だけの問題ではなく、日常生活の基礎となる「食」の恩恵を受ける市民一人一人の生活にも影響を及ぼします。

そのため、本市の目指す姿として、次世代を担い地域農業の中核となる農業者はもとより、多様な分野で農業を支える関係者や本市の農業を理解し行動する消費者などの「人づくり」を推進します。また、本市ならではの自然環境や生産技術を活かし、時代の変化に合わせた生産振興及びブランド力強化・販路拡大等の販売戦略を展開し「稼げる農業」を実現していきます。

さらには、広域的な連携強化や、農業者以外にも農業活動への参加を促し、農村環境を保全・活用する取組を通じて、魅力と活力ある農村形成に努めます。

こうした取組を市民の理解や協力を得ながら推進していくことで、「食」の安定供給を確保するとともに、本市農業を将来にわたって持続可能な産業にしていきます。

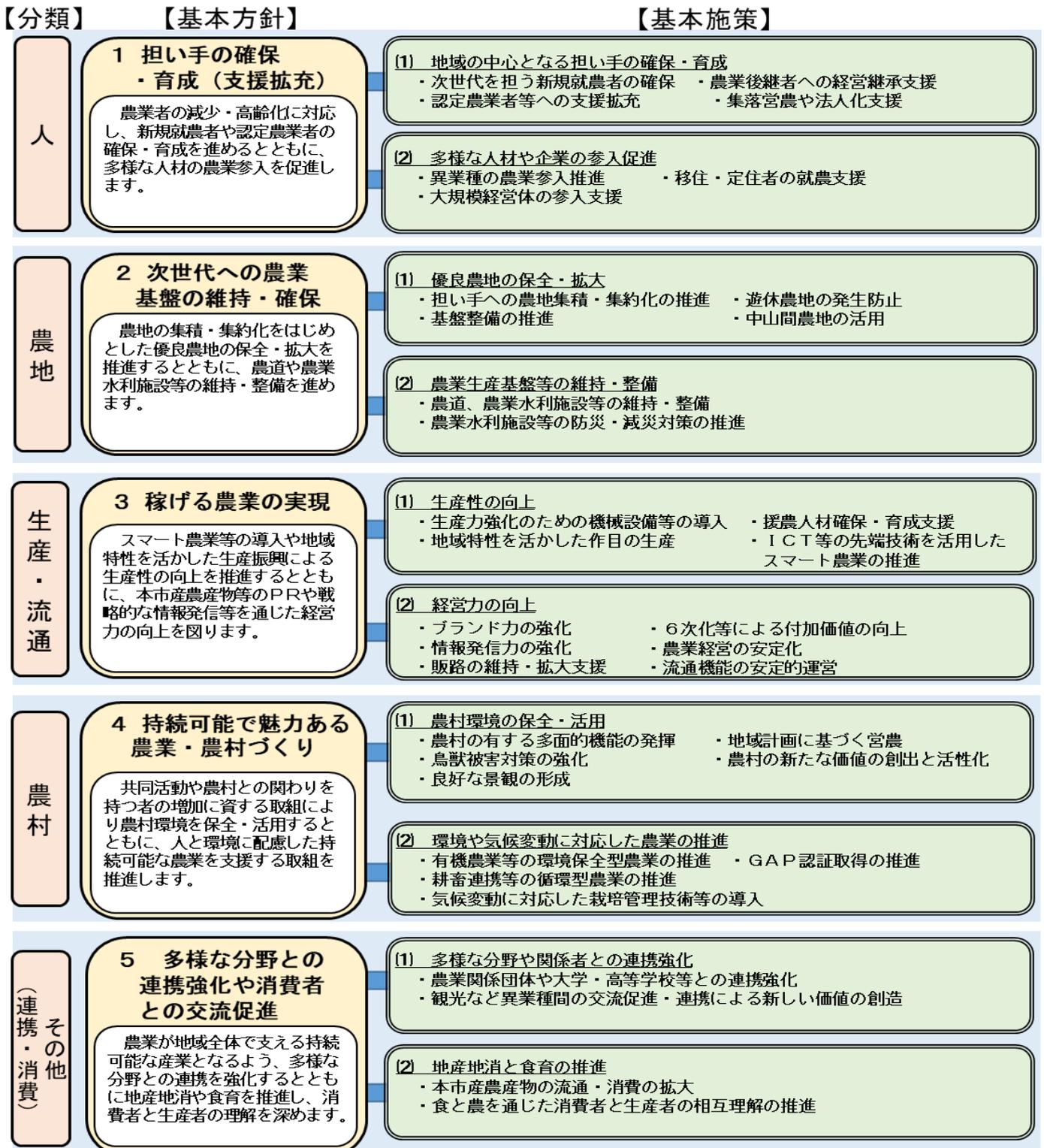
※本計画においては、基本理念・基本方針の進行管理及び成果把握のため、成果指標を設定しています。

No.	成果指標	現状 (R6 年度)	目標 (R12 年度)
1	農業産出額	93.6 億円 (R5 年)	100 億円

第2節 振興施策の体系図

【基本理念】

稼げる農業と次世代へつなぐ人づくりを実現し持続可能な産業へ



第3節 基本方針

本市農業・農村を取り巻く課題を解決し、本計画の基本理念を達成するため、基本施策を複合的に実施する体系として5つの基本方針を定め、本市農業・農村の振興施策の指針とします。

また、本計画においては、基本方針の進行管理及び成果把握のため、成果指標を設定しています。

1 担い手の確保・育成（支援拡充）

【方針概要】

農業者の急速な減少や高齢化が見込まれる中、地域農業の持続的発展が図られるよう、地域の中心となる新規就農者や認定農業者といった担い手の確保・育成を推進します。また、異業種・大規模経営体や移住・定住者といった多様な人材の農業への参入を促進します。

【基本施策】 ※施策の概要についてはP.35

- (1)地域の中心となる担い手の確保・育成
- (2)多様な人材や企業の参入促進

No.	成果指標	現状（R6年度）	目標（R12年度）
2	50歳未満の担い手数 （認定農業者、認定新規就農者）	44経営体	38経営体
3	認定農業者数	255経営体	255経営体
4	認定新規就農者数	20経営体	16経営体
5	認定農業者である法人数	62経営体	62経営体

2 次世代への農業基盤の維持・確保

【方針概要】

良好な営農条件を備えた農地を確保し産地の発展が図られるよう、農地の集積・集約化やほ場の大区画化、中山間地域での農地利用等を通じて、優良農地の保全・拡大を推進します。また、農道や農業水利施設等の維持・整備を進めるとともに、農業生産活動が継続的に行われるよう、防災・減災対策を推進します。

【基本施策】 ※施策の概要については P. 36

- (1)優良農地の保全・拡大
- (2)農業生産基盤等の維持・整備

No.	成果指標	現状 (R6 年度)	目標 (R12 年度)
6	担い手への集積面積	2,540ha	4,918ha (R11 年度)
7	ほ場整備率	59%	63%
8	中山間地域等直接支払交付金対象面積	1,140ha	1,140ha

3 稼げる農業の実現

【方針概要】

農業が魅力ある職業・産業として将来にわたって成長していけるよう、省力化や効率化、規模拡大に資する施設整備や高性能機械等の導入によるスマート農業を推進するとともに、地域特性を活かした作目の生産振興に取り組みます。また、労働力の充足を目指した援農人材確保・育成支援を実施します。さらに、本市産農産物等のPRや戦略的な情報発信、6次産業化、大規模自然災害や家畜伝染性疾病等のリスクに備えた体制整備を推進し、経営基盤の強化に取り組みます。

【基本施策】 ※施策の概要については P. 37

- (1)生産性の向上
- (2)経営力の向上

No.	成果指標	現状 (R6 年度)	目標 (R12 年度)
9	スマート農業導入数 (累計)	51 件	143 件
10	ふるさと納税返礼品 (本市産農産物を活用したもの) の寄附件数	1,162 件	1,218 件
11	市の情報発信に対するアクセス数	231,040pv	253,300pv
12	農業保険制度の加入率	28.4%	76.8%
13	公共牧場における家畜放牧利用状況	13,794 頭	12,254 頭
14	施設栽培面積	25.54ha	25.78ha

4 持続可能で魅力ある農業・農村づくり

【方針概要】

中山間地域等の地域社会を維持し、農村の有する生産機能及び多面的機能が発揮されるよう、農村環境を保全・維持する共同活動の促進、地域農業への支援、農村との関わりを持つ者の増加に資する取組、人と環境に配慮した持続可能な農業を支援する取組を推進します。

【基本施策】 ※施策の概要については P. 38

- (1)農村環境の保全・活用
- (2)環境や気候変動に対応した農業の推進

No.	成果指標	現状 (R6 年度)	目標 (R12 年度)
15	多面的機能支払制度対象面積	2,586ha	2,850ha
16	有害鳥獣による被害額	3,462 千円	2,410 千円
17	環境保全型農業直接支払制度対象面積	10.91ha	20.68ha
18	農業生産工程管理 (GAP) の取得件数	51 件	63 件

5 多様な分野との連携強化や消費者との交流促進

【方針概要】

農業が暮らしと経済の基盤としての役割を担い、地域全体で支える持続可能な産業となるよう、多様な分野との連携による協働体制の構築を推進するとともに、食農教育やイベントといった生産者と消費者が交流する取組を通じ、相互理解や地産地消を推進します。

【基本施策】 ※施策の概要については P. 39

- (1)多様な分野や関係者との連携強化
- (2)地産地消と食育の推進

No.	成果指標	現状 (R6 年度)	目標 (R12 年度)
19	農産物直売所の販売額	13.7 億円	16.3 億円
20	食農教育関連の講座回数	5 回	9 回
21	いわき産農産物取扱数量 (中央卸売市場)	46,595 t	42,767 t (R11 年度)
22	学校給食における地場産物使用割合	67.6%	67.6%
23	観光農園における来場者数	32,600 人	35,860 人
24	大学・高等学校等との連携実績	3 校	5 校

第4節 基本施策

本市農業・農村施策において特に力を注ぐべき基本施策を実施することで、基本理念の達成を目指します。

基本施策以外の個別施策や主要な作物等の生産振興については、基本計画の下位計画となるアクションプラン等に詳細を記載することとし、本計画においてはあくまでも基本施策の体系化に焦点を絞った記載とします。本計画において記載のない個別施策についても、各下位計画等に基づきながら、適切に実施してまいります。

【1 担い手の確保・育成（支援拡充）】

(1) 地域を中心とする担い手の確保・育成

- ・就農を検討している方が、必要な情報を取得し不安なく就農できるよう、相談窓口を設置するとともに新規就農に係る情報の収集・提供を実施します。併せて、地域が求める担い手像の情報発信に取り組みます。
- ・農業関連の教育機関等と連携することで、専門教育や体験の機会を増やし、最新の農業技術や実践的な知識を学べる機会を提供します。
- ・若手農業者が最新の農業技術を学ぶ勉強会や農業経営者と専門家等との交流の場を提供します。
- ・新規就農にあたり課題となる所得の確保等に対し、生活費の支援を行うとともに、経営発展のための機械・設備の導入を支援します。
- ・経営改善や新しい作目の導入を支援する制度により、さらなるステップアップを推進します。また、認定農業者協議会を通して、農業者同士のつながりを強化するとともに、農業者自身のスキルアップを支援するための研修やセミナーを開催し、広い視野と経営感覚を有する意欲ある担い手を育成・支援します。
- ・農業後継者が円滑に農業経営を開始できるよう、土地・資産の継承に関する支援の実施や資金制度等の支援環境を整備します。また、県やJA等の関係機関・団体と連携し、継承を希望する農業者と後継者候補をマッチングする体制を構築します。
- ・法人化による経営上のメリットやリスクに関する情報を提供し、適切なリスクマネジメントを支援するとともに、関係機関・団体と連携した経営戦略や組織運営に関するアドバイスを実施し、法人化を支援します。
- ・農業が若者や女性にも選ばれる産業となり、農業法人の従業員としての定着や雇用の増大が図られるよう、就労条件、農作業安全等の雇用の確保に資する法人の環境整備を推進します。

- ・効率的な生産体制を目指す集落営農について、労働力の確保やコスト削減などの具体的なメリットを周知しながら、関係機関・団体と連携し組織化を促進します。

(2) 多様な人材や企業の参入促進

- ・福島県や本市における農業分野の動向に関する情報を提供するとともに、新規参入に必要な施設・機械等の導入や農地の確保など、市内外の異業種企業や大規模経営体が参入しやすくなるよう支援します。
- ・営農目的での移住・定住の促進に向けた情報発信や就農相談を行うとともに、IWAKIふるさと誘致センターと連携し、住まいや各種支援制度についての一体的な支援を行います。また、担い手の確保を課題とする地域に対して地域おこし協力隊制度の活用等により、地域の農業振興及び活性化を促進します。
- ・女性経営者の育成や女性活躍の理解醸成を図るとともに、家族経営協定の締結等を通じた女性農業者の経営への参画や、女性が働きやすい環境の整備に向けた取組を推進します。

【2 次世代への農業基盤の維持・確保】

(1) 優良農地の保全・拡大

- ・優良農地の保全・拡大を図るため、地域計画をもとに農地中間管理機構が行う事業等を活用し、認定農業者をはじめ地域農業の中心となる意欲ある担い手への農地の集積・集約化を推進します。また、農地を手放したい所有者と農地を求める農業者のマッチングを支援します。
- ・基盤整備に係る事業説明会等を実施し、その効果や支援制度に関する情報提供を実施し農業者の理解を深めます。また、農作業の効率化や農地の有効活用が図られるよう、地域のニーズを的確に捉え、地域の実情や立地条件に応じたほ場の大区画化等を推進します。
- ・農地パトロール等を実施し、遊休農地の実態把握に努めるとともに、農地中間管理機構が行う事業等を活用しながら、優良農地の確保と有効利用を促進します。
- ・農業生産条件の不利を補正し、農業生産活動の継続や農地の利用が図られるよう、中山間地域等直接支払制度等を活用した取組を推進します。
- ・持続的に農地の利用が図られるよう、中山間地特有の気候や土壌条件に適した農業技術の提供を行います。

(2) 農業生産基盤等の維持・整備

- ・農業の持続的発展を支える農業生産基盤を維持するため、県や市、土地

改良区、地元管理者が連携し、農道や農業水利施設（堰・ため池・水路等）の維持・整備などを推進します。また、地域と連携した定期点検の実施等により、次世代にわたって持続可能な管理体制を確立します。

- ・近年激甚化する自然災害に対応するため、農業水利施設等の改修や廃止など、防災対策を集中的かつ計画的に推進します。
- ・水田の多面的機能の一つである雨水貯留機能を活用することで、洪水被害の防止・軽減を図るため、多面的機能支払制度等を活用した水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進します。

【3 稼げる農業の実現】

(1) 生産性の向上

- ・生産力強化につながるよう、農業機械や農業用ハウス、集出荷施設などの農業設備や施設の導入を支援することで、産地として農産物の品質向上や生産量の拡大を図ります。
- ・本市の特徴である温暖多日照の気候条件や、広い市域における標高差等を活用した適地適作により、高品質な園芸作物・畜産物など、県のオリジナル品種も含めた特色ある農業を推進します。
- ・生産力の維持・強化を図るため、労働力が不足する地域や農繁期において、農作業に従事する人員の確保・育成を支援します。また、労働力を必要とする農業者が人材を募集しやすくする体制の構築を検討します。さらに、障がい者の生きがい創出にもつながる農福連携を推進するなど、多様な人材の活躍による生産力の強化を支援します。
- ・農作業の省力化や効率化により、農業者の負担軽減と生産性の向上を図るため、農業用ドローンや自動運転機能を備えた農業機械の導入等によるスマート農業を推進します。また、生産情報の収集・分析による農業・畜産業経営の効率化・省力化、市場ニーズに合わせた収穫・出荷管理などの実現に向けて、情報通信技術（ICT）の活用を推進します。

(2) 経営力の向上

- ・ブランドイメージやターゲットを明確にし、戦略的に本市産農産物等のPRを行うとともに、消費者や流通業者等に向けた積極的な情報発信によりお互いの信頼関係を確立することで、ブランド力の強化を推進します。
- ・本市産農産物等の放射性物質検査の実施と検査結果に関する情報発信に加え、農産物等のおいしさなどの魅力について、更なる理解の浸透を図るため、農業者や行政のみならず、消費者とも連携し、第三者の視点を取り入れた積極的な情報発信を行います。

- ・ J A ・直売所・卸売市場等の販路を維持するとともに、市内外の大型量販店と連携した販売促進活動やふるさと納税制度の活用など、販路拡大を支援します。また、流通の大きな拠点となる卸売市場について、再整備を含めた今後の施設の在り方検討を進めます。
- ・安全や環境に配慮した農場管理手法である農業生産工程管理（G A P）について、G A P 認証の取得が農場経営の改善や販路の拡大にもつながることから、関係機関・団体等と連携しながら、認証取得の支援と消費者の理解醸成のため、制度の普及・啓発に努めます。
- ・振興作目を中心とした、本市の特色ある様々な農産物等の新たな付加価値の創出や農業者の所得向上を図るため、加工施設等の導入や6次化商品の開発支援、生産者と加工業者等とのマッチングなど、6次化を推進します。
- ・自然災害や価格下落等のリスクに対応し、農業経営の安定化を図るため、農業保険制度の普及促進・利用拡大を図ります。また、大規模自然災害や家畜伝染性疾病、植物病虫害、新型感染症など、多様化するリスクに備えた情報発信や体制整備を推進します。

【4 持続可能で魅力ある農業・農村づくり】

(1) 農村環境の保全・活用

- ・国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等といった農村が有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるよう、交付金等を活用した共同活動を推進します。また、多面的機能や共同活動について農村の魅力を発信するなかで、市民全体における理解の醸成を図ります。
- ・市鳥獣被害防止計画に基づき、地域住民の理解と協力を得ながら、効果的・効率的な捕獲により鳥獣被害の防止対策を図ります。また、農村環境維持に係る負担を軽減するため、野生鳥獣による農作物被害を防止する電気柵等の導入を支援します。
- ・地域農業のおおむね 10 年後の将来のあり方を定めた、地域計画に基づく営農を支援し、地域農業の持続可能な発展と地域経済の強化を図ります。
- ・農村の有する地域資源のさらなる有効活用を進めることで、付加価値のある取組を創出するとともに、農業者以外にも農業活動へ参加を促しつつ、広域的な連携強化を図ります。こうした交流を通じ、食と生活を支える農業・農村に対する市民の理解を深め、農業の楽しさを知ってもらうことを目指します。

(2) 環境や気候変動に対応した農業の推進

- ・人と環境にやさしい農業の普及が図られるよう、環境負荷が少なく持続性の高い有機農業や環境保全型農業に取り組む農業者に対し、交付金等により支援します。
- ・有機性資源の有効活用が図られるよう、耕種農家と畜産農家が連携して行う耕畜連携を支援するほか、わらのすき込みや堆肥施用等による土づくりを推進します。
- ・気候変動に伴う栽培環境の変化に対応できるよう、被害を回避・軽減するための生産安定に係る技術・設備等の導入を支援します。また、気候変動により頻発する病害虫被害を軽減するための対策を支援します。
- ・安全や環境に配慮した農場管理手法である農業生産工程管理（GAP）や生産履歴記帳について、関係機関・団体等と連携のもと、普及・啓発に努めます。

【5 多様な分野との連携強化や消費者との交流促進】

(1) 多様な分野や関係者との連携強化

- ・担い手の確保や農業者の所得向上、農地の保全・拡大などに向けて、専門分野に精通した農業関係機関・団体等との連携強化に取り組みます。また、本市農業等の課題解決に向けた検討を進めていくため、福島大学などの教育機関との連携を深めます。
- ・異業種の持つ技術・知識を活かした生産性の向上や販路拡大、農村振興などを進めるため、農業以外の分野との交流・連携を促進し、従来 of 農業では成し得なかった新たな価値の創造を目指します。

(2) 地産地消と食育の推進

- ・本市産農産物の家庭等における消費の拡大や量販店・飲食店等での取扱いを促進する取組を実施することで、本市産農産物の活用や購買気運の醸成を図り、地産地消を推進します。
- ・学校給食等について、今後も本市農産物を積極的に使用し、地産地消の推進や理解醸成を促進します。
- ・地域農業を維持していくためには消費者・生産者間で理解を深め、ともに支えあうことが必要なことから、こどもたちへの食農教育やイベント等を通じた消費者と生産者の交流、顔の見える農業の実現に向けた取組を推進します。また、これらの取組について効果的な情報発信を行い、参加者だけでなく市全体での理解醸成に努めます。

第4章

計画の推進体制と進行管理

第4章 計画の推進体制と進行管理

第1節 計画の推進体制と各主体の役割

本計画の基本理念を実現させるためには、農業生産の主体である農業者の自主性を尊重しながら、地域農業の中心となる担い手の確保・育成や生産性・経営力の向上など、農業・農村の持続的発展・活性化のための施策を総合的に推進していく必要があります。

本計画の推進にあたっては、農業者、関係機関・団体、市民（消費者）等の各主体との連携・協力により、各種施策を推進していくこととします。

1. 農業者に期待する役割

農業・農村は、市民生活の根幹を成す「食」の安定供給だけではなく、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の多面的な機能を担っていることから、農業者には、「誇り」と「意欲」を持って農業生産活動に取り組み、消費者ニーズを的確に捉え、農業経営の持続的・安定的な発展に向け、企画能力や経営感覚の向上に努めるとともに、農村地域の活性化に中心的な役割を果たすことを期待します。

2. 関係機関・団体に期待する役割

農業協同組合をはじめとする農業関係団体、産業支援機関、高等教育機関、流通業者等の各団体・機関には、行政との連携を強化し、農業・農村の振興に主体的な役割を果たすよう期待します。

また、農業関係団体については、営農指導の強化を図り、販売・流通体制の充実と農業者・後継者組織の育成に力を発揮し、一層地域に根ざした役割を充実していくよう期待します。

3. 市民に期待する役割

市民には、農業・農村の持つ役割を十分に理解し、可能な限り本市産農産物等を利用し、地産地消の考えを実行するとともに、本市農業・農村に積極的に親しみ、魅力の発信者となっていただくよう期待します。

4. 市の役割

本市農業・農村の目指すべき姿の実現に向けて、国・県及び関係機関・団体と連携を図りながら、基本方針を中心として、施策・事業を総合的・計画的に推進します。また、市民に対し、農業・農村が果たしている役割について十分に広報・発信を行い、市民の理解を深めていくように努めます。

第2節 計画の進行管理

本計画の基本理念を実現するため、毎年度の行政評価システムのPDCAサイクル(計画 Plan、実行 Do、評価 Check、改善 Action)により、見つかった改善点を次の年度の事業計画、さらには、次期計画につなげ、本計画を継続的に改善させながら、基本方針の推進を図っていきます。

また、その評価 (Check) 機関として、生産者や関係団体・機関を中心に進行管理の組織 (庁外：いわき市農業・農村振興基本計画審議委員会、庁内：いわき市農業・農村振興基本計画庁内審議会) を設け、各基本方針の進捗状況を定期的に確認するとともに、その実施状況の点検と実施した事業の成果を評価し、次の事業への展開を改善することに併せ、農業を取り巻く社会情勢の変化に対応していくため、国・県の動向や施策展開等を計画に反映させていくなどのフォローアップを行います。



いわき市農業・農村振興基本計画審議委員会

【委員名簿（敬称略）】

任期：令和6年9月1日から令和8年8月31日

No.	属性	委員氏名	所属等
1	農業団体	新井 孔絵	福島さくら農業協同組合いわき統括センター 統括部長兼総合支援課長
2		秋山 邦夫	福島県土地改良事業団体連合会いわき支部長
3	生産者	根本 大我	いわき農業青年クラブ連絡協議会会長
4		大和田 智恵子	いわき市認定農業者協議会監事
5		箱崎 寿正	福島県指導農業士会いわき支部支部長（～R7.3.31）
6		助川 弥生	〃 監事（R7.4.1～）
7		鈴木 正治	いわき市畜産団体連絡協議会会長
8	流通関係	鈴木 光栄	株式会社平果 代表取締役社長
9		植松 謙	いわきユナイト株式会社代表取締役COO
10		安島 大司	株式会社マルト商事商品本部常務取締役本部長
11		高崎 敏行	いわき青果商業協同組合専務理事
12		小松 ひと美	有限会社ナコソ青果サービス代表取締役
13	行政機関	岸 正広	福島県いわき農林事務所農業振興普及部副部長（～R7.3.31）
14		鈴木 幸雄	〃 (R7.4.1～)
15		大槻 晃太	福島県いわき農林事務所企画部長（～R7.3.31）
16		金成 祥実	〃 (R7.4.1～)
17		蛭田 元起	いわき市農業委員会会長
18	その他関係 団体・機関	磯上 竜	福島県立磐城農業高等学校教諭
19	市民参画	金田 晴美	公募委員

【アドバイザー（敬称略）】

1	アドバイザー	原田 英美	福島大学農学群食農学類教授
---	--------	-------	---------------

【審議経過】

年	月日	会議名	開催形式
令和6年	9月27日	委嘱状交付式及び第1回審議委員会	対面
令和6年	12月24日	第2回審議委員会	対面
令和7年	3月18日	第3回審議委員会	対面
令和7年	6月24日	第4回審議委員会	対面
令和7年	8月26日	第5回審議委員会	対面
令和7年	月 日	第6回審議委員会	
令和 年	月 日	市長報告	

いわき市農業・農村振興基本計画（令和8年度～令和12年度）

発行 いわき市 農林水産部 農業振興課
福島県いわき市平字梅本21番地
TEL：0246（22）7470（直通）
FAX：0246（22）7589（直通）